

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症サーベイランスシステムの更改に向けた事前準備について（その2）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するために、平成18年度より運用されている感染症サーベイランスシステム（以下「現行システム」という。）について、次期感染症サーベイランスシステム（以下「次期システム」という。）へ更改することを予定しているところ、ご協力いただき改めて御礼申し上げます。

令和4年10月予定の次期システム運用開始に向けて、連絡事項及び都道府県等において対応いただきたい事項を下記のとおり取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 運用開始日について

- 「感染症サーベイランスシステムの更改について（令和4年5月16日事務連絡）」において、令和4年10月11日予定とお示ししておりましたが、その後の開発状況等を踏まえ、運用開始に向けた準備期間を十分に確保できるよう、令和4年10月31日に見直しいたします。
- なお、今後不測の事態の発生等によって上記日程での運用開始が困難と判断される場合は、関係者への周知期間も考慮し、1か月以上前に変更後のスケジュールをご連絡することとします。

2. 医療機関等のアカウント発行に向けた準備について

- 令和4年8月29日より提供予定のアカウント登録環境において、利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）が医療機関等の一般利用者アカウントの発行することが可能となるため、利用希望者の事前とりまとめを順次開始いただきますようお願いいたします。具体的な手順については、別添1「作業要領」1～5ページをご参照ください。

3. 研修会の日程等について

- 研修会については、1. を踏まえて、別添1「作業要領」6・7ページのとおり開催することを予定しております。
- 都道府県等、保健所向けの研修では、次期システムにおいて新規実装される機能、現行システムの一部サブシステムが統廃合されることに伴い変更が生じる機能を中心に説明する予定です。

4. 利用者管理体制の事前登録について

- 次期システムの利用にあたっては、システム利用統括責任者の事前登録が必須となるため、未登録の都道府県等においては「感染症サーベイランスシステムの更改に向けた事前準備について（その1）」（令和4年6月9日事務連絡）の別添2「作業要領」3ページを参照し、別添3「登録様式」に必要事項を記載の上、必ずご提出をお願いします。
- 令和4年7月中にご登録いただいた保健所の利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）のアカウントは、令和4年8月29日までに順次、運用・保守事業者から対象者に直接送付する予定です。